



金属労協政策レポート

No.6 2001.11.13

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協 / IMF-JC）
 〒104-0028 東京都中央区八重洲2-6-21 三徳八重洲ビル4階
 TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.imf-jc.or.jp>
 編集兼発行人 阿島 征夫

< 報告 > 小泉内閣の構造改革方針に対する金属労協の見解

小泉内閣は本年6月、「聖域なき構造改革」の「基本方針」を策定、9月には「総合雇用対策」、「改革工程表」、10月には「改革先行プログラム」を発表しました。小泉構造改革の全容が明らかになるなかで、金属労協は11月5日、政策委員会を開催し、金属労協の「政策・制度要求（2001年）」と「改革工程表」とを対比・精査し、構造改革の不十分、不徹底、不適切な部分を中心に、「小泉内閣の構造改革方針に対する金属労協の見解」をとりまとめました。金属労協では、これをもって再度、民主党、内閣府、厚生労働省などに対し要請活動を展開していくとともに、経営者団体に対しても、金属労協の考え方に対する理解を求めていく予定です。

小泉内閣の構造改革方針に対する金属労協の見解

2001年11月5日

全日本金属産業労働組合協議会

(IMF-JC)

議長 鈴木勝利

小泉内閣は本年6月、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（以下「基本方針」）を策定、9月20日には「総合雇用対策」、翌21日には「改革工程表」、10月26日には「改革先行プログラム」をとりまとめた。なかでも「改革工程表」は、「基本方針」に盛り込まれた内容が、実施に責任のある各担当省庁において、どのようなタイムテーブルで実施されるかを明らかにしたものである。われわれは、これらをもって小泉内閣のめざす、いわゆる「聖域なき構造改革」の全容が示されたものと判断する。

構造改革の断行なしに、産業経済の根本的復活はありえず、ひいては国民の生活基盤安定もありえない。金属労協はこれまで、

市場経済が公正・有効に機能する透明で合理的な経済・社会システム

勤労者・消費者・納税者の立場を重視した人間尊重の経済・社会システム

の構築をめざし、「新しい経済・社会システムづくり」の取り組みを推進、こうした基本的な考え方に立って、雇用のセーフティーネットの抜本的拡充、ワークルールの確立、ものづくり産業の基盤強化、行政改革、財政構造改革、税制改革、規制の整理・撤廃、金融の安定、不良債権の最終処理などを強く主張してきた。

小泉内閣の「聖域なき構造改革」は、「市場経済が公正・有効に機能する透明で合理的な経済・社会システム」を追求するという点では、基本的にわれわれの考え方と方向性を同じくするものの、具体面としては、特殊法人改革やエネルギー・農業の規制改革などに見られるように、不十分、不徹底、不適切な部分があることは否定できない。また市場経済における「公正」の追求、「勤労者・消費者・納税者の立場を重視した人間尊重の経済・社会システム」という視点については、これが欠落しているものと判断せざるをえない。

「改革工程表」に盛り込まれた具体的内容を見ても、
構造改革の具体的内容が、いまだ不明確なもの。

- ・雇用対策における「求職から相談、訓練受講、職業紹介、就職にいたるまでの一貫した支援システム」の中身が不明であること、など

従来の方針よりも後退してしまったもの。

- ・行政改革の最大の焦点である特殊法人改革が、森内閣の示した方針よりも、大きく後退していること、など

わが国の構造改革の核心部分であるにもかかわらず、切り込み不足のもの。

- ・エネルギー、流通、輸送など、産業基盤の強化や国民生活の改善に直接つながる分野の規制改革に対して、積極的な姿勢が見られないこと、など

従来型のばらまき施策が、かたちを変えただけで温存されているもの。

- ・過保護農政が名目をかえて温存・強化される方向にあること、など

打ち出された具体策が、市場経済の公正さ、人間尊重という点でマッチしていないもの。

- ・市場経済を公正・有効に機能させるためには、ワークルールの確立が不可欠であるが、合理的な理由なく緩和が打ち出されているものがあること、など

が見受けられる。

一方、構造改革の断行にあたり、これが不況を一層悪化させるのではないかと、との指摘がある。構造改革は必然的に不況をもたらすものではないが、不況が構造改革の貫徹を困難にすることは、90年代の「失われた10年」を顧みても明らかである。政府は構造改革の断行に際し、適切な量的金融政策の推進、政策効果が顕著なメリハリのある予算によって、当面、名目GDP成長率大幅マイナスという景気底割れ状態から一刻も早く脱出を図るとともに、「勤労者・消費者・納税者の立場を重視した人間尊重の経済・社会システム」を追求するという観点に立って、勤労国民の生活安定と離職者の再就職促進のため、雇用のセーフティーネットの抜本的拡充とワークルールの確立を、最高度の緊急性・重要性を持つ施策として位置づけ、敢然と実行すべきである。

とりわけ、失業率が5%を大きく超えるという危機的な雇用情勢のなかで、金属労協がこれまで主張してきた、求職者給付基本手当の給付日数を最長2年間にするなどの雇用保険の抜本的拡充。

スキルアップ型職業訓練、ジョブサーチ型派遣、職業紹介、雇用保険支給などのすべてを取り扱う統合的なシステムとしての「コミュニティ・スキルアップ・カレッジ」の全国展開。

公共事業改革、不良債権の最終処理によって、関連業界において発生が予想される深刻な雇用問題に対応するための特別な雇用対策として、公的分野とは一線を画して国土の美化・緑化・環境保全にあたる「地域国土美化事業団（仮称）」の創設。

を雇用のセーフティーネットの3本柱として確立していくべきである。

われわれは、われわれの「政策・制度要求（2001年）」と小泉内閣の「改革工程表」を対比・精査し、かか

る認識に立って、とくに以下に示す諸点について、構造改革工程の見直し、および一層の補強を求めるものである。

1. 雇用のセーフティーネットの抜本的拡充

(1) 雇用保険

小泉内閣の「改革工程表」は、雇用保険の拡充策として、

職業訓練付きの失業給付延長制度を抜本的に拡充し、再就職を支援する。(臨時国会)

ことを打ち出している。

金属労協は5%を超える完全失業率、失業期間の長期化などにより、従来の均衡失業率2%時代の雇用保険制度では対応できないことは明らか、との認識のもと、雇用のセーフティーネットの最大の柱、基本中の基本である雇用保険について、求職者給付基本手当の給付日数を、中高年を中心に最長2年間に延長することを要求してきた。今回の小泉内閣の方針は、基本的には金属労協の考え方に沿ったものといえる。

しかしながら、失業期間1年以上の完全失業者92万人(2001年8月)に対し、現状では訓練延長給付受給者実人員は21,197人(99年度平均)にすぎない。「抜本的に拡充」といっても対象者数の拡大が限られたものとなることが予測される。

われわれは、少なくとも中高年離職者については、原則として希望者のすべてが適用されるような規模でなくてはならないと考える。そのような観点からすると、若年離職者については訓練延長給付制度で、中高年離職者については、職業訓練を要件として求職者給付基本手当の給付日数の延長で対応することが適切であると考える。

なお、抜本的拡充にあたっての財源については、「改革工程表」では触れられていない。一般財源からの支出拡大だけで対応することが不可能な場合には、情報開示と労使によるチェックなどを前提に、政労使で適切な負担を行うべきである。

(2) 雇用調整助成金など

「改革工程表」では、雇用調整助成金など雇用の維持、あるいは再就職支援などに関する助成金について、

新特定求職者雇用開発助成金の機動的な運用(9月末までに措置)

国と都道府県が連携した地域雇用開発促進助成金の効果的発動(9月末までに措置)

新雇用調整助成金による業種にかかわらず雇用維持支援(9月末までに措置)

労働移動支援助成金の新設(9月末までに措置)

民間の就職支援会社を活用して再就職支援を行う事業主への助成など、再就職援助計画を活用した支援の強化(臨時国会)

子会社等による中高年齢者の受入れ、高年齢者会社の設置、建設業界内での技術者等の受入れに対する助成による労働移動等支援(臨時国会)

退職予定者の退職前における長期休業に対する助成を実施する。(臨時国会)

などを打ち出している。現下の危機的情勢にあっては、雇用調整助成金などの果たす役割はきわめて大きいことから、企業にとってわかりやすく、利用しやすいシステムへの再整理・統合および重点配分を行っていくべきである。

なお、求職活動のための休暇付与を要件として、離職者を生じさせる企業に対して行う助成(労働移動支援助成金)については廃止し、再就職支援は本人(離職者)助成に特化すべきである。

(3) 「スキルアップ型」の職業訓練および職業訓練と職業紹介の一体化

金属労協は99年の政策・制度要求以降、離職者に対して、保有する職業能力のスキルアップを図り、同時に

ジョブサーチ型派遣なども含め、職業紹介のためのすべてのサービスを一括して行う機関として、「コミュニティ・スキルアップ・カレッジ(CSC)」を全国に展開することを提案してきた。

これに対応して、「改革工程表」では、

大学、大学院等における高度な社会人向け教育訓練コースの指定拡大を図るなど、教育訓練給付制度の重点的・機動的な講座指定により、その効果的な活用の促進を図る。(9月末までに措置)

求職から相談、訓練受講、職業紹介、就職にいたるまでの一貫した支援システムを強化する。(臨時国会)

中高年ホワイトカラー離職者等に対する多様な民間機関、大学・大学院等を活用した雇用に結びつく効果的な職業能力開発を推進する。(臨時国会)

雇用のミスマッチ解消を図るため、大学等の教育訓練資源を活用し、効果的な職業能力開発を強化する。(臨時国会)

教育を受ける個人の自助努力を支援するため、専修学校社会人キャリアアップ教育推進事業、大学等の地域社会人キャリアアップ推進事業など個人の主体的な能力開発を支援する。また、ビジネススクール等の実践的な専門大学院の整備の推進を図る。(2002年度予算)

大学・大学院、NPO等を活用した高度な人材育成を図るための推進体制の整備等を推進する。(2002年度予算)

大学院の1年制の専門大学院の制度化、通信制博士課程の制度化について、中央教育審議会大学分科会において審議し、答申を得て、実施する。また、短大の社会人の再教育等に柔軟に応える機能(いわゆるコミュニティ・カレッジ)を強化(地域総合科学科の設置の推奨等)する。(2002年3月までに措置)

などが盛り込まれ、従来の「職種転換型」だけでなく、「スキルアップ型」の職業訓練を既存の短大・大学・大学院、専修学校、NPOなどを活用して実施する考え方を打ち出していることは高く評価できる。中高年離職者については、従来の職種転換型の職業訓練を行って、新しいスキルを身につけたとしても、それに対する求人に多くを期待することはできない。むしろ、それまでに培ってきた職業能力が離職中に時代遅れとならないようフォローしていくとともに、情報やコンピューターに関するリテラシーを向上させるなど、現在の労働市場において受け入れられるようにスキルのブラッシュアップを図ることが、迅速な再就職に直結するからである。また、既存の短大・大学・大学院などを、そのような能力開発に活用することは合理的な施策といえる。

しかしながら、

すでに保有しているスキルの劣化を防ぎ、さらにスキルアップを図るといった離職者のニーズに対応した教育内容を、短大・大学・大学院が提供できるか。

いいかえれば、求人企業が即戦力として魅力を感じる人材を育成できる教育内容が提供できるか。

能力開発と職業紹介との一体化をどのように実現するのか、短大・大学・大学院が職業紹介や紹介予定派遣を行う体制を整えられるか。

ハローワークが離職者に対して適切な進路指導ができるか、離職者がハローワークから短大・大学・大学院への進学を指導された場合、違和感を生じることはないか。

短大・大学・大学院で学ぶ場合には、その性格上、卒業あるいは講座を修了すべきであるが、離職者の生活安定という点からすれば、一刻も早い再就職が望ましく、この矛盾をどう整理するのか。

などの点で、効果が十分に発揮できるかどうか疑問である。

従って、スキルアップ型職業訓練、ジョブサーチ型派遣、職業紹介、雇用保険支給のすべてを取り扱う統合的なシステムとして、「コミュニティ・スキルアップ・カレッジ」を全国に展開すべきである。短大・大学・大学院、あるいは専修学校、NPOなどを活用する場合には、たとえば「大学コミュニティ・スキルアップ・カレッジ」のようなかたちで、既存の学内システムとは独立したカリキュラム、教員体制、職業紹介体制を整備し、直接にハローワークと連携すべきである。

(4) 公共事業改革、不良債権最終処理に伴う雇用対策

公共事業の見直し、および不良債権の最終処理によって、関連業界において深刻な雇用問題の発生が予想される。「改革工程表」では、

産業雇用安定センターに「オフバランス化関連情報室」を設置し特別調査を実施するなど、不良債権処理で大きな影響を受ける産業を中心に送出・受入情報の確な収集・提供等を実施する。(9月末までに措置)
 森林整備の実施による緊急雇用対策を行うとともに、木材産業の経営革新に向けた取組を推進する。(9月末までに措置)
 不良債権処理に関係する業界と連携した産業雇用安定センターの支援機能の強化による失業なき労働移動の推進(臨時国会)
 新たな「地域雇用特別交付金」による、学校への教員補助者等公的部門における緊急かつ臨時的な雇用(新公共サービス雇用)の創出(臨時国会)
 公共工事の削減や不良債権処理に伴う建設業におけるセーフティネットを構築するために必要な支援等を構築する。(臨時国会)
 不良債権処理に対処するセーフティネットを整備するため、「就職支援特別対策パッケージ」等を推進する。(2002年度予算)
 国立公園等の管理の質的向上を図るため、地元住民を雇用し、環境保全事業を行う制度を確立する。(2002年度予算)

ことなどが盛り込まれている。

かかる深刻な雇用問題の発生に対しては、炭鉱の閉山、国鉄民営化に匹敵する重大な覚悟をもって、特別な雇用対策を行っていくべきである。と同時に、こうした特別な雇用対策に際しては、これを契機として公的分野における野放図な雇用拡大が行われることを回避するため、公的分野とは一線を画したかたちで実施されるべきである。

金属労協は、公共事業見直し、不良債権最終処理の関連業界からの離職者が他産業への雇用移動が不可能な場合には、国・地方自治体、関連業界が共同で費用負担し、運営する「地域国土美化事業団(仮称)」を創設し、雇用移動を受け入れ、20年程度の期間をめどとして、小泉内閣も提唱している「美しい日本」の再生に向け、森林の保全、不法投棄対策、街並みや海岸などの整美など、国土の美化・緑化・環境保全にかかわる事業を推進すべきであると考えている。

(5) 教育訓練給付金

勤労者の自助努力による能力開発を支援する教育訓練給付金については、「改革工程表」では、教育訓練給付金制度の講座指定基準等の見直し(9月末までに措置)

教育訓練給付制度について大学、大学院等の講座指定の拡大(9月末までに措置)

を打ち出している。現行制度では、一度教育訓練給付金を受給すると、その後(受講開始後)5年間経過しないと受給資格が得られないが、いったん5年以上の支給要件期間を満たした場合には、支給限度額の限度内で、少なくとも数年間は継続的に利用できる制度とすべきである。

2. 市場経済を公正・有効に機能させるためのワークルール確立

(1) 労働者派遣法

「改革工程表」は、「働き方に関する価値観の多様化に対応し、就労形態の多様化を実現」するため、労働者派遣法の制限緩和を打ち出している。具体的には、

派遣期間の延長、「物の製造」の業務の派遣禁止の撤廃、紹介予定派遣を含め、労働者派遣制度全体について、法施行3年後の見直し規定にかかわらず調査検討の開始(9月末までに措置)
 労働者派遣法につき、実施できるものを先行して法改正(中高年齢者について、現行の1年の派遣期間の上限を3年に延長)(臨時国会)
 現在3年派遣が認められている業務の範囲拡大について検討・結論(2002年3月までに措置)

である。

労働者派遣については、法制上「労働力需給調整システムのひとつ」として位置づけられているが、現実には、派遣労働者の労働コストが正社員よりも低いために、正社員の派遣労働者への代替化が進んでいる。派遣期間の延長、3年派遣が認められている業務の範囲拡大という改定案は、企業が派遣労働者のある程度長い期間、継続的に雇用できるようにすることによって、

- ・低い労働コストと、契約解除の自由の留保
- ・継続的な雇用によって可能となる派遣労働者の能力の蓄積と発揮

という、本来は相反する効果を同時に実現し、一層の代替化を進めようとするものと判断せざるをえない。

勤労者の生活安定、生涯にわたる生活設計、能力の蓄積と発揮は、雇用の安定によってこそ確保されるものであり、金属労協の主張する「ヒューマンな長期安定雇用（長期安定雇用を基本としつつ、勤労者の自立を促し、転職が不利にならない雇用システム）」は普遍的な重要性を持つものである。従って、派遣労働者の労働コストが正社員よりも低いことによる、正社員の派遣労働者への代替化は容認できない。正社員としての雇用を望む勤労者が、希望に反して派遣の職に就いている状況があることも見過ごすことはできない。従って、少なくとも現状においては、派遣期間の延長などの規制緩和を行うべきではないと考える。

一方、労働者派遣の制度そのものについては、勤労者の就業に対するニーズの多様化に対応するものとして、今後、ますます重要性が高まるものとする。また、いわゆる一般職を代替する労働者派遣とは異なる、プロの専門職としての労働者派遣も拡大していくことが見込まれる。

こうしたなかでは、労使の取り組みとして、正社員と派遣労働者間の正当な理由なき賃金・労働条件格差を解消していくことが重要である。また法制上も、このような差別的取り扱いの禁止、派遣労働者の権利確保、派遣元・派遣先の責任の再整理など、労働者派遣のワークルール確立を進めていくべきである。派遣期間、対象職種などの問題については、そうしたワークルール確立の一環として、改めて再検討すべきである。

市場経済化・グローバル経済化による激しい国際競争のなかで、わが国のものづくり産業が引き続き世界市場をリードしていくためには、長期安定雇用の下、勤労者が技術・技能、情報や知恵を蓄積し、活用することによって、企業それぞれが競争力ある新たな市場を切り開いていく以外に方策はない。技術・技能の継承・育成は、むしろ困難な状況になってきているが、ものづくり産業における人材教育・能力開発・知的熟練の形成こそが、わが国の死命を制するとの認識に立って、「ものづくり基盤技術振興基本法」、「ものづくり基盤技術基本計画」に則り、これを強化していかなければならない。

「物の製造」の業務における労働者派遣の活用は、勤労者の技術・技能、情報や知恵の蓄積・活用、それを支える人材教育・能力開発にとって障害となることから、引き続き禁止していくべきである。

なお、中高年齢者に対する派遣期間上限を3年間にする制限緩和に関しては、中高年齢者の安定雇用確保促進の観点から、十分慎重に対処すること。

(2) 紹介予定派遣

紹介予定派遣（ジョブサーチ型派遣）については、派遣期間終了後、有期労働契約に切り替える事例があると指摘されている。こうした取り扱いは、勤労者が長期安定雇用の職に就くことを促進するという、紹介予定派遣の本来の主旨にそぐわないものである。「改革工程表」では、

派遣労働者が派遣先に雇用されやすくなるような運用の見直し（9月末までに措置）

が盛り込まれているが、紹介予定派遣された勤労者が、有期労働契約ではなく、長期安定雇用で切り替えられるよう、厚生労働省として適切な対応をとっていくべきである。

(3) 有期労働契約

「改革工程表」では、有期労働契約についても、

対象労働者範囲の拡大と契約期間の上限を3年から5年に延長することについて、調査検討の開始（9月末までに措置）
専門職範囲の拡大のための告示改正（2002年3月までに措置）

という制限の緩和を打ち出している。しかしながら、

現在、期間の上限が3年とされている有期労働契約は、

- ・新商品、新役務、新技術の開発または科学に関する研究に必要な高度の専門的知識・技術・経験を有する労働者が不足している事業場において、かかる労働者を新たに雇い入れる場合。
- ・事業の開始、転換、拡大、縮小または廃止のための業務であって一定の期間内に完了することが予定されているものに必要な高度の専門的知識・技術・経験を有する労働者が不足している事業場において、かかる労働者を新たに雇い入れる場合。
- ・満60歳以上の労働者を雇い入れる場合。

の3条件の場合に限定されている。

市場経済・グローバル経済下において、経済のスピードがますます加速するなかで、「新商品、新役務、新技術の開発」も「事業の開始、転換、拡大、縮小または廃止のための業務」についても、それに要する期間が長期化しているとは考えられない。また長期にわたるプロジェクトについては、3年を超える期間を定めることも認められており、期間上限の延長に合理的な理由は認められない。

勤労者の働き方のニーズという点からしても、有期労働契約を拡大するよりは、長期安定雇用を基本的に維持しつつ、勤労者の生み出した成果により報いるシステム、転職が不利にならないシステムを構築することが本来の姿である。

これらの理由により、有期労働契約の制限は引き続き維持されるべきであり、期間上限3年が認められる専門職の範囲についても、明確な基準のあるものに限定していくべきである。

(4) 整理解雇の四要件を基礎とした解雇規制の法制化

整理解雇の四要件に関しては、東京地裁においてこれを緩和しようとする動きが見られるが、日経連会長が「解雇規制の緩和は最もやってはいけないこと」と主張しているように、引き続き堅持すべきものである。「改革工程表」では、

解雇の基準やルールの立法化の検討開始（9月末までに措置）

が盛り込まれているが、整理解雇の四要件を基礎として、解雇規制を明確に法制化するとともに、四要件を満たしているかどうかに関する立証責任も、使用者が負うようにすべきである。

(5) 有料職業紹介事業

「改革工程表」では、有料職業紹介事業における手数料徴収について、

有料職業紹介事業に関する求職者からの手数料徴収規制緩和のための省令改正（2002年3月までに措置）

を掲げている。しかしながら、求職者からの手数料徴収については、

求職者の求職活動において、競争条件の公正さを損なうことにならないか。

たとえば、手数料の負担能力がある在職者にとって求職活動が有利で、負担が困難な離職者にとっては不利ということにならないか。

離職中の出費は可能な限り抑制すべきである。離職中は家計の劣化が著しいことから、たとえ成功報酬であっても、就職後の生活安定という観点からは望ましくない。

求職者からの手数料徴収により、求人企業の負担が軽減され、有料職業紹介所に対する求人が増加する可能性はある。しかしながら、そのことによってハローワークや求人情報誌などを含めた、求人数全体が増えるわけではない。

など、制限緩和を認める合理的な理由を見出すことができない。引き続き制限をしていくべきである。

(6) 裁量労働制

裁量労働制に関して「改革工程表」は、

企画業務型裁量労働制の見直しについて法施行3年後の見直し規定にかかわらず調査検討の開始（9月末までに措置）
 専門業務型裁量労働制の対象業務拡大のための告示改正（2002年3月までに措置）

を打ち出している。現状の問題点について慎重に精査し、勤労者の働く環境条件の改善に向けて、議論を尽くしていくべきである。

3．適切な量的金融政策の推進

6月に策定された「基本方針」では、金融政策について、

調整期間におけるデフレ圧力の状況も踏まえ、機動的な量的緩和政策をとることが期待される。また、景気の状態によっては、セーフティーネットに万全を期するなど、柔軟かつ大胆な政策運営を行う。

としていたが、「改革工程表」では、このような機動的な、マクロのセーフティーネットとしての金融政策に触れていない。

この間、2回にわたって金融政策が変更され、マネタリーベースの増加率は、8月9.0%、9月14.2%、10月14.3%に達しており、こうした量的緩和の効果は一部で現れてきている。しかしながら、大幅なマイナス成長、5%の失業率、同時多発テロの勃発と再発防止措置の発動という状況からすれば、量的金融政策の重要性は決して小さくなっていない。

名目GDPのマイナス成長から脱し、マクロとしての雇用の底支えを果たすため、引き続き適切な量的金融政策を推進すべきである。

4．行政改革

(1) 特殊法人改革

2001年1月、1府12省への中央省庁再編が行われたが、これに続く行政改革の柱は特殊法人の原則民営化である。「改革工程表」では、

各特殊法人等の組織について、廃止、民営化を前提とした各省の見解をヒアリングする。（9月末までに措置）
 「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づく行政コスト計算財務書類の作成・開示が行われる。（9月末までに措置）
 総理大臣の方針に基づき、特殊法人等改革を強力に推進する。その際、特殊法人等の事業や財務の実態を十分に情報開示するとともに、改革のメリットを十分に説明する。（10月以降に措置）
 特殊法人等の事務事業を抜本的に見直し、特殊法人等への財政支出の大胆な削減を目指す。（2002年度予算）
 特殊法人等改革のための法制上の措置、その他必要な措置を最大限前倒しして実施する。（～平成17年度）（通常国会）
 全ての特殊法人等を対象とする「特殊法人等整理合理化計画」を年内に策定し、閣議決定する。（2002年3月までに措置）
 とりわけ道路4公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団の廃止、分割・民営化等については、他の法人に先駆けて結論を得ることとし、年内に閣議決定する。（2002年3月までに措置）

などを掲げているが、森内閣が2000年12月に決定した行政改革大綱において、「すべての特殊法人等の事業及び組織の全般について、内外の社会経済情勢の変化を踏まえた抜本的見直しを行う」ことを打ち出し、1月には橋本行政改革担当大臣が「事業をゼロベースで見直した上で、組織形態を抜本的に見直し。例えば、廃止、民営化、共通スキームの整備など」と指示したのに比べて、大幅後退の印象は否めない。

10月5日には行政改革推進事務局が、「特殊法人等の組織見直しに関する各府省の報告に対する意見」を発表したが、163の特殊法人・認可法人のうち、廃止・民営化方針は34法人にすぎず、54法人が結論を先送りされている状況にある。

本来、特殊法人改革は、担当省庁の了解をとりつつ進めるべき性格の問題ではない。小泉内閣は特定利害の関係者の立場を離れ、国民全体の利益の観点から、厳正な判断を下すべきである。

特殊法人は民営化を基本、民営化できないものについては独立行政法人とすることを原則とし、改革が道路4公団、都市基盤整備公団、住宅金融公庫、石油公団のみで終わらないようにしなければならない。また2005年度までの集中改革期間にとらわれず、即時に断行すべきである。

(2) 地方分権

住民生活圏の拡大や介護・ゴミ処理など住民サービスの広域化・高度化に対応するため、また財政基盤強化と効率的な行政運営を促し、地方分権と地方行革を推進するためにも、市町村合併が求められている。市町村合併、ならびに国と地方の財源移転の問題について、「改革工程表」は、

「地方自治法等の一部を改正する法律案」（継続審議中）の成立により、合併協議会設置に係る住民発議制度の拡充及び住民投票制度の導入並びに税制上の特例措置の拡充を実施する。（臨時国会）

地方行財政の効率化を前提に自主財源を中心とした歳入基盤を確立し、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとの観点から、地方税の充実確保を図ることが重要である。その一環として、地方分権改革推進会議における事務事業のあり方及び税財源配分のあり方に関する調査審議を踏まえながら、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方を見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる。（10月以降に措置）

「市町村合併支援プラン」の各種事業を実施。（2002年度予算）

平成13年度及び平成14年度以降において「市町村合併支援プラン」に盛り込まれた各省庁連携施策を実施し、平成17年3月の市町村合併特例法の期限までに市町村合併を強力に推進する。特に、平成13年10月以降に、重点的な広報・啓発を行う。（2002年3月までに措置）

地方交付税算定における段階補正の見直しや、事業費補正等を適用する範囲・程度の縮小について具体案を策定。また、税収確保努力へのインセンティブ強化のため、留保財源率の見直しを検討。（2002年3月までに措置）

地方交付税の見直しについて地方財政審議会の意見の聴取（2002年3月までに措置）

国庫補助負担金について、地方の裁量を高める仕組みの拡充を検討する。（2002年3月までに措置）

公共事業費の地方負担及び地方単独事業について、事業費補正等（地方債の元利償還等を指標として各地方公共団体の現実の事業量の大小を基準財政需要額の策定に反映する仕組み）を適用する範囲・程度を縮小し、標準事業費方式による算定の比重を高める方向で見直す。（2002年度中に措置）

としており、地方分権時代における国から地方への財源移転のあり方、基幹税目の税源移譲については、抜本的な検討が行われる状況となっている。

しかしながら、市町村合併については、都道府県が作成した「市町村合併推進要綱」についてなんら触れておらず、すでに決定している方針の羅列に止まっている。「市町村合併推進要綱」を踏まえ、数値目標を掲げて確実に市町村合併を推進していくべきである。

5 . 財政構造改革

(1) 財政再建

財政再建の道筋、方策に関して「改革工程表」は、

メリハリのある予算を実現するため、重点7分野の要求について、経済財政諮問会議を始め、総合科学技術会議、IT戦略本部、都市再生本部、産業構造改革・雇用対策本部など内閣が中心となって精査し、総合調整を行う。（9月末までに措置）
国債発行を30兆円以下に抑えることを目標とするとともに、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、思いきった縮減と重点的な配分を実現する。（2002年度予算）

「プライマリーバランスを黒字化すること（過去の借金の元利払い以外の歳出は新たな借金に頼らないこと）」を中期目標として本格的な財政再建に取り組む観点から、経済財政諮問会議は、プライマリーバランスの黒字化の道筋について検討を行い、年内を目途に具体的な姿を示す。（2002年3月までに措置）

中期的な経済財政計画を策定する。また、その策定に資するよう経済と財政・社会保障の整合的な姿を描くためのマクロ経済モデルを開発する。（2002年3月までに措置）

との考え方を打ち出している。

わが国の財政赤字は先進国中最悪となっているが、さらに貿易黒字が急速に縮小しつつあり、近い将来、財政赤字が貿易赤字を招く日本版「双子の赤字」状態になることすら懸念される。国債発行30兆円以下への圧縮とプライマリーバランス黒字化というシナリオは、これ以上国の借金を増やさないためのあくまでも入口を示すものにすぎない。これらに続く財政構造改革の道筋を国民に示し、遅滞なく財政再建に着手すべきである。

なお、雇用のセーフティーネット構築は重点7分野に含まれていないが、市場経済において政府の果たすべき最大の役割であり、当然のことながら思い切った予算配分を行うべきである。

(2) 公共事業改革

財政構造改革の主要な柱である公共事業改革について、「改革工程表」は、

(農林水産省) 食料の安定供給、自然環境の保全等、農林水産業政策の目的に照らし、費用対効果の観点を踏まえ、公共事業から公共事業以外の政策手段へシフトを図る。(2002年度予算)

真に必要とされる社会資本を重点的に整備していくため、「基本方針」の7分野に重点的な事業実施を図る。(2002年度予算)

新規採択時の事業評価について、個別箇所です予算内示される事業については、政府予算案の閣議決定時にその評価結果等を的確に公表する。(その他の事業については、14年度予算の実施計画が承認された後に公表。)(2002年度予算)

事業採択後に長期継続中等の800以上の事業を再評価し、進捗の見込みないもの等は中止その他の措置を的確に実施する。(2002年度予算)

公共工事のコスト縮減を図るため、直接的な工事コスト低減に加え、「時間のコスト」、「ライフサイクルコスト」、「社会的コスト」の低減等を基本的視点として、公共工事に関する「総合的コスト縮減」を推進する。(2002年度予算)

(農林水産省) 公共事業の環境創造型事業への質的転換を図る。(2002年度予算)

公共投資基本計画については、年内を目途に策定する中期的な経済財政計画を踏まえ、その必要性を含め見直しを進める。(2002年3月までに措置)

住民参加型の手法の活用について、構想・計画段階における幅広い意見反映のための手法に関して、事業特性に応じた情報公開や住民参加など、運用面での整合性確保のためのガイドラインの早期の整備を図る。(2002年度中に措置)

などを打ち出している。

公共事業については、計画段階における過大な需要予測がとくに指摘されており、費用便益分析にあたって、適切な需要予測が行われるような仕組みづくりを行っていくべきである。また、公共事業(計画・既着工事業)見直しに際しての中止基準を、明確化・法制化すべきである。

2002年度予算を、政策効果が顕著なメリハリのある予算とするために重点的に推進される「重点7分野」に配分される「構造改革特別要求」はわずか8,031億円に止まっている。小泉内閣は、まさに「徹底した見直し」「思い切った縮減と重点的な配分」方針を貫徹し、重点7分野に対して、強力な政策展開を行うべきである。

また、各省より提案される施策のなかには、「重点7分野」の名の下に、従来とほとんどかわらない公共事業が盛り込まれているとの指摘もあり、内閣府として厳正な判断を行うべきである。

とりわけ農林水産関係の公共事業について、「環境創造型」への転換、公共事業以外の政策手段へのシフトが謳われているが、「環境創造型」と銘打ただけで公共事業が許されるべきではなく、個別案件ごとに厳しいチェックが行われなくてはならない。公共事業以外の政策手段についても、その必要性を厳しく精査すべきである。

(3) P F I

「改革工程表」では、以下のような分野について、P F Iの活用を打ち出している。

ケアハウスについては、設置主体を民間企業等に拡大し、P F I等を活用した公設民営型による整備を促進する。(臨時国会) 公共賃貸住宅、コンテナターミナル、中央官庁施設、公務員宿舎の整備に当って、民間の資金・能力の積極活用の観点から、P F I方式等の活用を図る。(2002年度予算)

保育所について、P F I等を活用した公設民営型保育所の施設整備の補助対象化。(2002年度予算)

順次、必要な都市再生プロジェクトを選定し、都市再生を推進する。その際、P F Iの活用を図る。(2002年3月までに措置)

特定建築者制度等P F I的手法の活用等による市街地再開発事業を推進する。(2002年3月までに措置)

公共賃貸住宅、北九州における国際コンテナターミナル等の整備にP F I方式等の導入を推進する。(2002年3月までに措置)

P F Iについては、地方財政の肩代わりではなく、市場経済原理を活用した社会資本整備という本来の主旨に則って推進すべきである。とくに、完全民営で行えるものをP F Iで行うべきではなく、都市再生、市街地再開発、国際コンテナターミナル、ケアハウス、保育所などについては、P F I方式を用いる必要があるのかどうか、厳しく再検討すべきである。

なお公共賃貸住宅については、その役割自体を再整理すべきである。

6 . 規制の整理・撤廃、内外価格差是正

(1) 規制改革重点6分野

規制の整理・撤廃については、「改革工程表」では本年7月に策定された「重点6分野」を早期に実現することが以下のように再確認されている。

総合規制改革会議が7月にとりまとめた「重点6分野に関する中間とりまとめ」を踏まえつつ、関係府省、関係団体とさらなる規制改革について議論を継続。(9月末までに措置)

総理指示を受けて、「重点6分野に関する中間とりまとめ」の指摘事項の前倒し実施を図る。(9月末までに措置)

総合規制改革会議「重点6分野に関する中間とりまとめ」の内容の早期実現を図る。(2002年3月までに措置)

工程表に盛り込まれなかった事項、新たな指摘及び重点6分野以外の分野も含めて総合規制改革会議において年内に意見を取りまとめ、年度内に「規制改革推進3か年計画」を改定。(2002年3月までに措置)

「重点6分野」のうち、「人材」分野に関する制限緩和についての考え方は、前述したとおりである。

なお、「規制改革」の最重要課題は、情報・通信分野、エネルギー分野、流通業・運輸業における参入規制、営業区域制限、農産物の価格に対する政府介入、生産調整、輸入制限、関税、および農産物取引に関する制限など、産業基盤の強化、国民生活の改善を阻害している規制の整理・撤廃である。「規制改革推進3か年計画」の改定において、これらを前面に打ち出し、直ちに実行していくべきである。

(2) セーフガード

2001年4月23日にネギ、生シイタケ、豊表の農産物三品目に関して、一般セーフガードの暫定措置が発動されているが、「改革工程表」では、

セーフガードを要しない国内産地の競争力強化

・野菜等の生産流通合理化・消費改革対策を推進する。(9月末までに措置)

・野菜等の構造改革対策を集中的に実施する。(2002年度予算)

・野菜等の生産流通合理化等のための法改正案を提出する。(通常国会)

世界の食料安全保障への貢献

・我が国を含む世界の食料安全保障の確保等に向け、W T O農業交渉への取組を進める。(9月末までに措置)

との方針になっている。

農産物三品目に対する暫定措置発動は、W T Oの枠組みにおける一般セーフガードの発動三要件を満たしていないことから、ただちに撤回すべきである。世界の自由貿易体制を堅持・発展させていくことが貿易立国たるわが国の使命であり、食料輸出国との信頼関係こそが最大の食料安全保障であるとの視点に立って、輸入障壁を取り除いていくべきである。

(3) 電力料金

わが国の電力料金は国際的に見てきわめて高く、産業の国際競争力と国民生活にとって、大きな障害となっている。こうした状況にもかかわらず、「改革工程表」では、

平成15年頃を目途に電力・ガス分野における制度見直しを検討する。(2003年度以降に措置)

とごく簡単な記述に止まっており、きわめて問題である。産業基盤の強化と国民生活の改善に向け、大口小売自由化3年後の検証(2003年)にかかわらず一刻も早く、家庭向けも含む大口向け以外の小売の自由化、および電力託送料金ならびにバックアップのための補給料金引き下げなどによる新規参入の促進を図るべきである。

7. 不良債権の最終処理促進

不良債権の最終処理促進について、「改革工程表」のなかで、

預金保険機構・RCCは、不良債権の買取りについて、価格決定方式を弾力化の上、15年度末までに集中的に実施するとともに、企業再建に積極的に取り組む。(2002年3月までに措置)

としている。不良債権の買取り価格については、安易な「弾力化」は回避し、厳正に判断した第三者への売却可能価格として、二次損失がなるべく生じないようにしなければならない。なお発生した二次損失については、金融機関が負担すべきである。

また、最終処理に伴い、

中小企業の保有する売掛金債権を担保とする民間金融機関からの融資を拡大するため、信用保証協会による保証制度を新設すること等を内容として中小企業信用保険法等の改正案を臨時国会に提出する。(臨時国会)
取引先企業の倒産や取引先金融機関の破綻等に起因して経営の安定に支障を生じる中小企業者に対する信用保証協会のセーフティネット保証及び政府系金融機関によるセーフティネット貸付の充実を行う。(2002年3月までに措置)

ことが打ち出されている。これら保証制度、貸付制度が不正利用されないよう、また政府にとって不良債権化することがないように、慎重に制度設計を進めるべきである。

以上